

2026年2月19日(木)  
東京地裁民事37部  
令和2年(ワ)第6225号六ヶ所再処理工場運転差止め請求事件

# 準備書面27の概要説明

原告ら訴訟代理人弁護士  
井戸謙一

# 1 全ての原告について人格権侵害の具体的危険があるか

- 被告の主張(準備書面(6)8頁)

- ➡ 遠く離れた地域に居住する原告は人格権侵害の具体的危険はない。

- 原告らの反論

- ➡ 再処理工場の事故は原発の事故とは比較にならない。いったん過酷事故が起これば日本の全域の住民の人格権が侵害される具体的恐れがある。例えば、西ドイツ原子炉安全研究所の報告では、高レベル放射性廃液の蒸発乾固・爆発が起これば、死亡者数は西ドイツ人口の半分3000万人に及ぶ可能性がある。

## 2 再処理工場に求められる安全性(1)

- 被告の主張(準備書面(6)9～13頁)

➡原告らは、再処理工場には「通常人が万が一にも事故は起こらないと確信を持ちうるレベルの安全性が求められる」というが、エネルギー資源に乏しい日本では、核燃サイクルの確立が必要不可欠。使用済み核燃料の減容化にも役立つ。

## 2 再処理工場に求められる安全性(2)

- 原告らの反論

- ➡科学技術を使った事業に対しどのレベルの安全性を求めるかは、社会がどこまでの危険なら容認するかという問題

- ➡事業のメリットとリスクの比較衡量の観点が欠かせない。

- ➡核燃サイクルに有用性(メリット)はない。

- ・ 本来の核燃サイクル(高速増殖炉サイクル)は破綻した。軽水炉サイクルでプルサーマルを続けるのは作りすぎたプルトニウムを減らすこと以上の意味はない。再処理しても放射性廃棄物全体の量は減らない。

- ・ 既に諸外国は見切りをつけている。唯一続けているフランスも高速増殖炉も高速炉も断念し、MOX燃料はプルサーマルで使うしかない。

- ➡**メリットのない事業のために社会に深刻なリスクを与えるのは利益衡量を逸脱している。絶対的安全性は求め得ないとしても「通常人が万が一にも事故は起らないと確信を持ちうるレベルの安全性」を備えることが当然のこととして求められる。**

### 3 行政訴訟判決である伊方最高裁判決の判断枠組みは民事訴訟では用いるべきではないか？

#### 民事訴訟に伊方最高裁判決枠組みを用いてきた裁判所の論理

- (1) 本来、原告が人格権侵害の具体的危険の存在について立証責任を負う。
- (2) しかし、資料の偏在等の理由から、被告が具体的危険の不存在について立証する必要があり、尽くさない場合は、具体的危険の存在が事実上推認される。
- (3) 被告は、「具体的危険の不存在」の立証を「基準の合理性・適合判断の合理性」の立証をもって代えることができる(代替証明)。原告の立証活動は反証である。

- ・ 被告の主張は、民事訴訟において伊方の枠組みを使うことが当事者の実質的公平に適うとして積み上げてきた裁判所の長年の実務を否定するもの
- ・ 被告が紹介する広島高裁決定は、原告に全面的に立証責任を負わせたが、これは満足的仮処分事件における決定であることに留意が必要。本訴で、原告に全面的に立証責任を負わせて請求を棄却した例はない。

## 4 伊方最高裁判決の判断枠組みの理解

原子炉設置許可処分取消訴訟において、判断の不合理性の立証責任は本来原告にあるが、資料の偏在等から、被告が判断の合理性(基準の合理性・適合判断の合理性)を立証する必要があり、これを尽くさなければ、不合理な点があることが事実上推認される。

最高裁は「立証の必要」という概念を使い、「立証責任の転換」という概念を使わなかった。

そのため、学者によって、様々な解釈が提示された。「立証責任の転換説」は少数だった。➡しかし、機能的にみれば、立証責任は転換されている【同旨 伊藤滋夫元裁判官(司法研修所教官)】

# 問題は、推認が破れることがあるのか？

## 通常の推認

- 立証責任を負担する当事者(甲)が間接事実a、bを立証して要証事実Aを推認する。
- 相手方(乙)は間接反証Cを立証することによって推認を破ることができる。

## 本件の推認

- 推認のために、甲は何もする必要がない。
- 相手方(乙)の立証活動の全体的評価(立証を尽くしていないこと)によって、要証事実Aが推認される。
- これが、甲の立証活動によって破れることはあり得ない。
- 乙の立証活動によって破れることもあり得ない(すでに評価されつくしている)

**推認は破れることはない。** そうすると、被告が①基準の合理性と、②適合判断の合理性について立証できたかどうかで勝敗が決まる。**立証責任は事実上転換された。**

# 誤解を招いた最高裁判例解説

## 判文

被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張・立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、**資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを**主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。

## 解説

下級審裁判例の趣旨とするところは**まず、被告行政庁の側において、その裁量的判断に不合理な点がないこと、すなわち(基準及び適合判断に)一応の合理性があることを**主張立証する必要があり(主張・立証の必要性)、被告行政庁において右主張立証を尽くさない場合には**裁量的判断に逸脱・濫用があることが事実上推認されることになる**というもの**本判決は、(この)見解と基本的には同様の見地に立って**判示したものであろう。

被告が立証すべき対象を「**不合理な点のないこと**」から「**一応の合理性があること**」としてレベルを下げた。これによって、原告が「**真の合理性**」がないことを立証する(本証)余地が生じる(審理が2段階になる)⇒多くの下級審判決がこの誤りに陥った。

## 5 浜岡原発データ不正操作事件について

- 2026.1.5 中部電力が基準地震動の基礎データの不正操作を公表。
- 断層モデルの手法で基準地震動を定める際に用いる統計的グリーン関数を算定するに当たり、「計算条件の異なる20組の地震動を計算し、それらの平均に最も近い波を代表波として選定する方法を用いた」旨の説明をしていたのに、実際には、まず都合のいい代表波を選定し、これが平均となるようにあとの19波を選定したり、20組の組み合わせを多数作成し、その中から都合のいい1組を原子力規制委員会に提出したりしていた
- 原子力規制委員の反応⇒「ねつ造であり、前代未聞の事案」(山中委員長)、「捏造又は改ざんに当たる」(山岡委員)、「中部電力の申請書でどこが信用できるかわからない」(杉山委員)、「国費を無駄にするような行為だ」
- 浜岡原発の審査はストップ。申請却下の可能性さえ指摘されている。
- 中部電力は悪質。しかし、真の問題はそこではない。

# 本質的な問題はどこにあるか

- この不正は公益通報で発覚した。原子力規制委員会は、浜岡原発の基準地震動を「概ね妥当」と評価していた。原子力規制委員会は、この不正を見抜けなかった。
- 規制委員会は、他の原発で同様の不正があるか調査する意思はない。「安全の確保は事業者の第一義的責任」「不正行為が行われた場合、これを見抜くのは困難」
- 原子力規制委員会は、データの選択や評価をチェックしない。事業者に対し、生データの提出を求めない。日本の原子力規制は、事業者の性善説を前提に成り立っている。
- 原発が一応の安全性を備えているというためには、①各種データを事業者が適正に選択、評価したこと、②基準が合理的であること、③データ評価を前提に基準に適合する方法で安全の要素(基準地震動、津波高さ、耐震設計等)が定められたこと、が必要。
- 新規制基準に適合した事実は②と③を一応担保すると言えても、①を担保しない。

# 結論

## 最近のいくつかの裁判例の考え方

- (1) 原子力規制委員会が策定した安全上の基準は、社会通念上求められる程度の安全性を具現化したものである。
- (2) 原子力規制委員会が設置許可をしている場合は、その原発は、社会的に許容される程度の安全性が確保されていると推認できる。

事業者について性善説に立ちえない(過去、事故の隠蔽やデータ不正の事実は枚挙にいとまがない。被告についても社会的なプレッシャーが大きく、不正の誘惑がある。)

データ選択、データ評価の合理性を原子力規制委員会がチェックしていない以上、原子力規制委員会が設置許可をしても、その原発の「安全性が確保されている」等とは言えない。裁判所は、認識を根本的に変えなければならない。

六ヶ所再処理工場も再処理事業の指定を受けたからといって、データ選択、データ評価の合理性が立証されていない本件において、安全性が確保されていると推認すべき理由はない。